

令和4年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年2月9日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時16分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	欠席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	14番	板 秀 樹		15番	頼田 洋子	
	出席職員 事務局長 藤原 宰 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課主幹 前田 智恵子					
傍聴人	1人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
第6号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (4) 農地の復元状況の報告について (5) 第10回総会議案「農用地利用配分計画の意見照会」について (6) 南部町農業委員会の能率給の支給に関する規則の一部改正について (7) 令和4年南部町農地賃借料等情報について (8) 令和5年南部町農作業標準料金協定表について (9) 制度改正について
その他	令和4年度第12回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和4年度第11回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員は3番の糸田委員です。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会長	= 省略 =
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、14番板秀樹委員、15番頼田洋子委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。
	局長補佐	【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 合計：田 1筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。 全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件を満たしています。売買価格は10アールあたり 円、全体で 円と聞いています。 番号2 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 登記：田 現況：田 地籍： m ² 登記：田 現況：田 地籍： m ² 合計：田 3筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。 全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件を満たしています。売買価格は10アールあたり 円、全体で 円と聞いています。
	議長	議案第1号につきまして提案者より説明がございました。質疑に入ります。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』

		<p>汚泥柵を付けられます。その周りをブロックとフェンスで囲って池に影響のないようにされます。池との境界に原野が少し残るのですが、ここはフェンスで仕切がしてあって影響のない計画です。</p> <p>番号2ですか、13 ページを御覧ください。 上がる所の右側になります。14 ページの公図を見ていただきますと、赤い線で囲ってあるのが申請地です。それぞれが段差になっていまして、太陽光はこのままの形状で設置されるという事です。太陽光の周りはフェンスで囲まれます。雨水は集水柵を埋けて既設の用水路に流れるようになっています。太陽光パネルの向きですが、 の方に向くようになっていますので、周辺の住宅に影響はないと思いました。</p>
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
	井上委員	説明の中で原野が残るとありましたが、原野の部分は対象外と言う事ですか。
	局長補佐	この原野は、今回の申請者であります さんの所有地で m ² です。通路として使っておられまして、地目が原野で農地ではないので今回の転用申請には関係ありませんが、ここも売買契約を結ばれているようで太陽光パネルを設置されるそうです。
	井上委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 非農地証明書の交付について	議長	議案第3号『非農地証明書の交付について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第3号朗読及び説明（議案書4頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：雑種地 地籍： m² 申請人： 令和3年4月に携帯電話基地局が建設されており、非農地状態であることが明らかです。携帯電話基地局の m²部分は、農地法施行規則第29条第16号の規定により認定電気通信事業者の行う中継施設を設置する場合は農地転用許可は不要です。このたび、 への所有権移転に伴い、法務局へ非農地証明の提出が必要になったため申請するものです。</p>
	議長	議案第3号について質疑を受けます。議案第3号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号『非農地証明書の交付について』は、議決、承認されました。
議案第4号 農用地利用集積計画案	議長	議案第4号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。事前に議案書をお配りしていますので、事務局の読み上げは簡潔に行いたいと思います。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり

<p>の決定について</p>	<p>決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。</p> <p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書7～13頁)】</p> <p>整理番号 4番～28番 設定を受ける者： 19名 設定をする者： 19名 設定をする土地： 43筆 計 69,676㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 495番～502番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 8名 設定をする土地： 18筆 計 36,065㎡</p> <p>所有権を移転する場合 整理番号 2番 所有権の移転を受ける者： 1名 所有権の移転をする者： 1名 所有権の移転をする土地： 1筆 計 1,246㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課より説明させていただきます。</p>
議長	議案第4号につきまして、質疑を受けます。
田邊委員	整理番号6番と7番についてお聞きします。同じ耕作者で、貸し手はご近所のようなのですが、6番の賃借料は 円で、7番は 円です。問題が起きるのではないかと懸念します。
局長補佐	6番の経緯ですが、この申請地は、今までは作業委託をしながら所有者さんが耕作されていましたが、隣地を耕作しておられる さんに耕作を依頼されました。その際に、賃借料は無償でと言う事で双方合意されたとお聞きしております。7番につきましては、窓口に来られた際に、賃借料情報を基に指導させていただきました。前回同様に同じ金額で双方が合意しておられると言う事でした。
田邊委員	分かりました。
黒木委員	整理番号8番の さんですが、広い面積をお一人で耕作されているようですが、お一人で大丈夫なのかと思いました。従事状況が分かれば教えてください。
議長	私の担当地域でもたくさんの農地を借りて耕作をされています。ご兄弟さんが 人おられまして、忙しい時期には兄弟ご夫婦が手伝いに来ておられるようです。常時雇用はされていません。
黒木委員	ありがとうございました。
庄倉委員	整理番号4番についてお聞きします。存続期間が1年10ヶ月で短く感じますが、経緯を教えてください。
局長補佐	借り手の さんは、 さんの他の農地も借りておられて、それに終期を揃えられました。

	庄倉委員	分かりました。
	田邊委員	整理番号 28 番は、狭い農地を借りられますが隣地はどのような状況なのですか。
	議長	地元委員さんより説明をお願いします。
	市川職務代理	申請地は、 に向かう の町道が広がりまして、残地がこれだけ残ったということです。隣地とのけたを取って一帯で耕作されています。
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。議案第 4 号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第 4 号『農用地利用集積計画案の決定について』は議決、承認されました。
議案第 5 号 農用地利用 配分計画の 意見照会に ついて		(産業課 前田主幹入室)
	議長	議案第 5 号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程いたします。提案者より説明を求めます
	局長	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。説明につきましては、産業課の前田主幹より致します。
	前田主幹	【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 14～15 頁）】
	議長	質疑を受けます。
	議長	議案第 4 号につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第 5 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決、承認されました。
議案第 6 号 非農地判断 に係る特別 委員会の結 果について	議長	議案第 6 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	非農地判断に係る特別委員会の結果につきまして、別紙資料のとおり、非農地判断に係る特別委員会の結果について承認を求めます。補足説明を局長補佐より致します。
	局長補佐	別添の資料 1 と、議案第 6 号資料に現地調査の際の写真を添付してございます。 地区と 地区の 2ヶ所です。2月 19 日に市川職務代理、井田委員、私で現地確認を行いました。詳細については担当委員さんよりお願いしたいと思います。
	議長	現地調査報告を市川職務代理よりお願いします。
	市川職務代理	私と井田委員、事務局で現地確認をしました。撮影者は吉次委員です。場所ですが、資料 1 の 1 ページを見ていただきますと、右側の方に とある周辺が 地域でございます。左側に だとか 3ヶタの番地が並んでいるのが でございます。 のすぐ東側の 地域になります。宅地の一角が農地で、なぜ非農地かといいますと、 さんは 3 年ほど前にお亡くなりになりました。その前から農作業等は一切行われず、何年も管理をされていませんでした。資料の写真を見ていただくと分かるように笹が生い茂り原野の状態になっていました。 ですが、下側にあるのが の集落です。左上の方が です。現地は藪の状態です。非農地であると判断しました。
	議長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。

	議長	異議なしと認め、議案第 6 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』は原案どおり議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』朗読(議案書 27～28 頁)】 1 番と 2 番は機構案件の整理番号 497 番に関わるものです。3 番 4 番は利用権設定の所有権移転に係るものです。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書 29～30 頁)】 1 番は利用権設定の整理番号 4 番に、2 番は機構案件の整理番号 498 番に、3 番は機構案件の整理番号 499 番に係わるものです。4 番は議案第 1 号の 3 条申請に係るものです。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	『(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について朗読(議案書 31 頁)】 公共事業で着工日が 1 月 23 日で、総会まで待てないと言う事でしたので、事前に恩田会長と市川職務代理に現地確認をしていただいています。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
(4) 農地の復元状況の報告について	議長	『(4) 農地の復元状況の報告について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【『(3) 農地の復元状況の報告について』朗読(議案書 32 頁)】 本日、午前中の現地調査で復元してあることを確認していただきました。
	議長	ご質問はございませんか。(質問、意見等なし。)
(5) 第 10 回総会議案「農用地利用配分計画の意見照会」について	議長	前回の総会の農用地利用配分計画の意見照会の中で頂きましたご質問の回答をお願いします。
	局長	前回の第 10 回総会で、第 5 号議案として提案させていただきました農用地利用配分計画の内、 さんへの配分につきまして庄倉委員さんよりご質問をいただきましたが、その際、十分な答弁が出来なかったために、再度の説明機会を与えていただきまして、条件付き許可として議決をいただきました。新規就農者である さんが、これまでどのように農業従事をされていたか、また、本件の を管理されていた さんと土地所有者さんとの間に利用権設定等などがされていなかったのか御質問をいただきました。改めて調べなおして、確認できる範囲ですけれどもこの資料にまとめさせていただきました。 (資料 2 を基に説明) 本日の報告の前に、恩田会長、市川職務代理に、この資料を基に事前に確認をいただき、本日の報告となっております。よろしくお願ひいたします。
	議長	庄倉委員さん、何かお聞きになりたい事はございませんか。
	庄倉委員	さんが借りられる経緯は分かりました。その他の農地はどのようにされるのですか。中間管理機構と契約することは考えておられませんか。
	局長	産業課長としてですが、現状が改めて認識出来ました。他の方も同様の状

	(産業課長)	況で 経営をされていると思っています。地権者さんと管理経営者さんが違う部分があるのではないかと想像していますが、それを全部調査して正していくのは非常に大変な作業を伴いますので、この対応については今後考えていく必要があると思っています。こちらに御相談があったものから確実に潰していき、きれいにしたと考えています。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。(質問、意見等なし。)
(6) 南部町農業委員会の能率給の支給に関する規則の一部改正について	議長	『(6) 南部町農業委員会の能率給の支給に関する規則の一部改正(確定版)について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	先月の総会で意見照会をさせていただきました。その結果を基に、1月18日に、恩田会長、市川職務代理、事務局で協議を行いました。 (議案書33ページ及び資料3を基に説明) 折衷案になりますが、7割が日数、3割が月割りということで決着させていただき、町長からも了承をいただいております。
	議長	このことについて何かご質問はございませんか。
	黒木委員	私は農業もしておりませんし、中立的立場で出ております。その立場で発言させていただきます。前回の総会で説明を聞いて、委員の皆さんのご意見も聞いて、非常に難しいなと思いました。結果をお聞きして、とても良い数字で決まったと安心しております。委員の任を受けたからには、しっかり勉強もして、皆で一緒に頑張っていきたいと思っております。
(7) 令和4年南部町農地賃借料等情報について	議長	『(7) 令和4年南部町農地賃借料等情報について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	先月御提示させていただいた中で、非常に高い数字が含まれておりましたので整理をさせていただきました。具体的には、畑の未整備地域の西伯地区に 円という高額なものがありましたので、この1ヵ所だけ整理しました。その他につきましては先月のとおりでございます。南部町のホームページでお知らせして、順次配布していきたいと考えております。
(8) 令和5年南部町農作業標準料金協定表について	議長	『(8) 令和5年南部町農作業標準料金協定表について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	去る1月19日に農作業標準料金策定協議会を開催し、決定した金額です。全て据置きということで決定しました。1番下の農作業賃金は、鳥取県の最低賃金が改定されますと変わるということで、令和4年10月6日から854円になっております。ここだけ変更になっております。周知につきましては、ホームページ、広報の3月号に掲載する予定でございます。
	議長	米の価格が安い中で、作業賃金だけを上げるのはどうかと思い保留としました。しかし、このまま油代などの高騰の状態が続くようでしたら上げざるを得ないと思っています。また、来年度は公社で堆肥を撒く機械を購入する計画ですので、来年度は項目を増やしたいと思っています。
	庄倉委員	米代が上がらないのに、肥料代、農薬代、燃料代が上がってきていますので、来年は上げていただきますようお願いいたします。
	黒木委員	私は策定協議会の委員として出席致しました。燃料代などの高騰は分かっていたのですが、感覚的に、あれも上がった、これも上がった、ではなく、昨年度との対比とか具体的な数字で示していただけたら判断しやすいと思いました。
	議長	来年は他の市町村も上げられると思います。その方向で進めることにな

		<p>ると思います。米子市や伯耆町などの隣接する地域との金額の差も考慮しなくてはならないと思います。</p>
<p>(9) 制度改正について</p>	議長	<p>『(9) 制度改正について』提案者より説明をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>要点だけ簡単に説明をさせていただきます。背景ですが、この社会情勢の中で、法律を改正せざるを得ない状況になっております。特に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が昨年決まりました、4月から施行されます。</p> <p>(資料4と当日配布資料を基に説明)</p>
<p>令和4年度第12回農業委員会総会の日程について</p>	議長	<p>令和4年度第12回南部町農業委員会総会は、令和5年3月10日(金)に開催します。</p>
<p>8. 閉会</p>	議長	<p>これにて、令和4年度第11回南部町農業委員会総会を閉会致します。</p>